

○江戸川区子どもの保護に関する地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会として設置する子どもの保護に関する地域協議会（以下「地域協議会」という。）について必要な事項を定め、もって江戸川区の児童に係る機関が適切に連携し、要保護児童（法第6条の2第8項に規定する要保護児童をいう。）の適切な保護又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。）への適切な支援等、地域における子どもの保護機能を一層高めることを目的とする。

(構成)

第2条 地域協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員が互選する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる機関からの推薦を受けた者をもって充てる。
- 6 会長は必要に応じ、その他関係機関・団体の代表者等の出席を求めることができる。

(開催)

第3条 会長は必要に応じ、地域協議会を開催するものとする。

(組織)

第4条 地域協議会は、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議によって組織する。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、子どもの保護のために関係機関が適切に連携できるよう、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 関係機関の役割及び連携のあり方に関すること。
- (2) 児童虐待の早期発見、虐待を受けた児童への迅速かつ的確な対応、児童虐待の発生防止等に必要事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの保護に関して必要と認める事項に関すること。

(実務者会議)

第6条 実務者会議においては、前条の規定により検討した事項を実施していくため、事例研究、マニュアルの作成等必要な事業を実施する。

- 2 実務者会議の構成員は、必要に応じ、関係機関から推薦を受けた者とする。

(ケース検討会議)

第7条 子どもの保護に関する具体的な事例に対応するため、必要に応じ、ケース検討会議を開く。

2 ケース検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 児童虐待等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 児童虐待等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
- (3) 児童虐待等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについて担当者間の共通の認識の確保に関すること。
- (4) 児童虐待等に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ケース検討会議の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 ケース検討会議の構成員は、個別のケースの必要に応じ、関係機関から派遣されたケース担当者とする。

(守秘義務)

第8条 地域協議会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第9条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）として、江戸川区子ども家庭支援センターを指定する。

(調整機関の業務)

第10条 調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 児童虐待等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 地域協議会の庶務に関すること。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月29日から施行する。

(江戸川区児童虐待防止関係機関ネットワーク会議設置要綱の廃止)

2 江戸川区児童虐待防止関係機関ネットワーク会議設置要綱（平成14年12月1日施行）は、廃止

する。

別表（第2条関係）

私立幼稚園協会

私立保育園園長会

江東児童相談所

小松川警察署

小岩警察署

葛西警察署

江戸川少年センター

民生・児童委員協議会

江戸川区医師会

江戸川区歯科医師会

東京都立墨東病院

江戸川特別支援学校

小岩特別支援学校

白鷺特別支援学校

人権擁護委員

東京養育家庭の会川の手支部

江戸川区教育委員会

江戸川区

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年12月10日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 30 日から施行する。